

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十二月四日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎

総務大臣 佐藤 勉